

# 経営事項審査の改正について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 『建設産業政策2017+10』に示された方向性(経営事項審査関連) 国土交通省

### 今後の建設産業政策の方向性

#### 業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
  - ・働き方に関する評価の拡充
    - 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
    - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

#### 業界内外の連携による生産性向上

- 書類を簡素化する
  - ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
  - ・生産性向上に関する評価の充実
    - 経営事項審査において、企業における生産性を測る指標を評価項目として設定

#### 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
  - ・法律違反への対応の厳格化
    - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

#### 地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
  - ・地域貢献に関する評価の拡充
    - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し
    - 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映



## 今後の建設産業政策の方向性

## 業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
  - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

## 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
  - ・法律違反への対応の厳格化
    - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

## 地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
  - ・地域貢献に関する評価の拡充
    - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

## 方向性を受けた経審の改正

## ①W点のボトムの撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、**W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）**ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響

## ②防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、**20点の加点へと拡大**

## ③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、**1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）**

## ①W点のボトムの撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）

## 改正の背景・目的

- 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性（W点）における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<～H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)

<～H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)

<H24～現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

- また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

## 改正の概要

社会性等（W点）における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等（W）の合計（右表のA）が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、**これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する**

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1:労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2:建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4:法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A×10×190÷200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$



## ②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

### 改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。  
こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

### 改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「**防災協定を締結している場合に20点の加点評価**」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3:防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

- ➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

## ③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

### 改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにつながっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

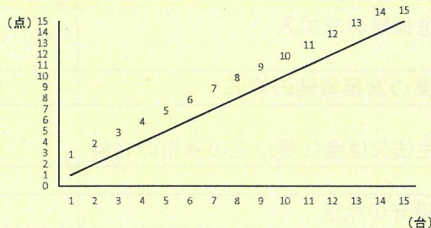
### 改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

- ① 加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

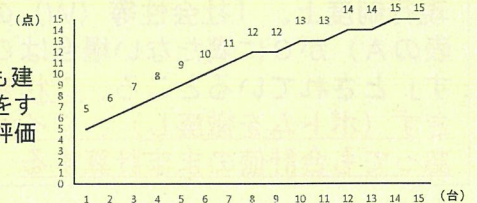
#### 【現行制度】

1台につき加点1  
(最大15点)



#### 【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価  
(最大15点)



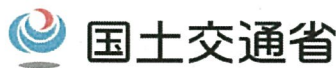
台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

- ② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

- ➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする

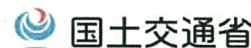


# 建設工事標準請負契約約款の改正について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 標準請負契約約款の概要



標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律 及び入札契約適正化法 によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、**建設工事の標準請負契約約款**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 種類

#### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

#### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

#### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

#### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般



# 社会保険加入促進に係る改正

## 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定①

### 現状

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

### ① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している （定期の競争参加資格審査等で確認）		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

### ② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定（2次下請以降の限定も含む）		下請業者へのその他の対策を実施（未加入業者の通報を含む）		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

### 改正の方向性（案）

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるよう措置。



# 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定②（条文案）

## 選択肢①： 二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

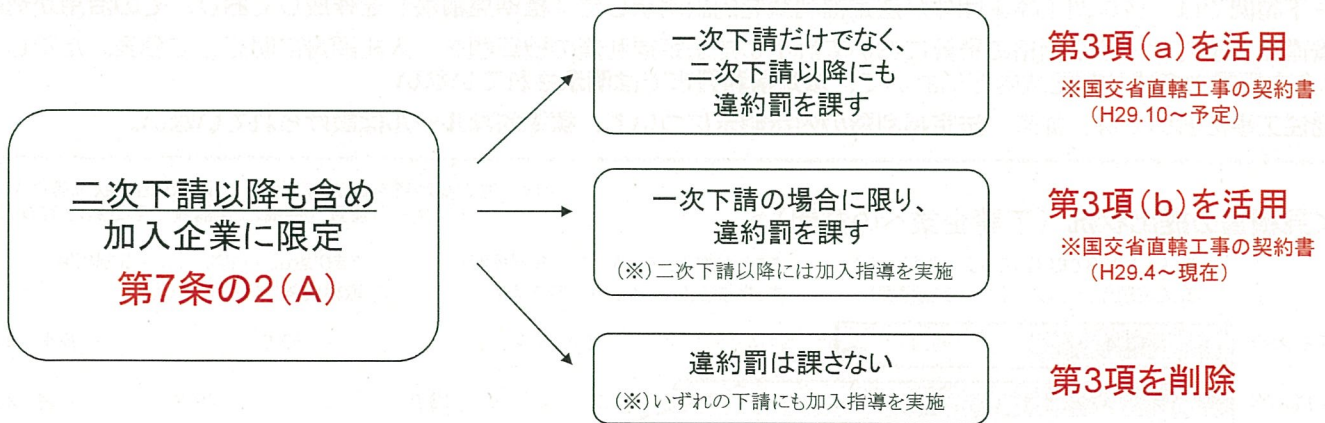
- 第七条の二（A） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
  - 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
  - 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
  - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 注 〇の部分には、たとえば、三と記入する。
- 3 (a) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、**違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額
  - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額
- 3 (b) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、**違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**
- 注 「十分の〇」の〇の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の〇」の〇の部分には、たとえば、五と記入する。  
 (A) は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。  
違約罰を課す場合は、(a) 又は (b) を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

## 選択肢②： 一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

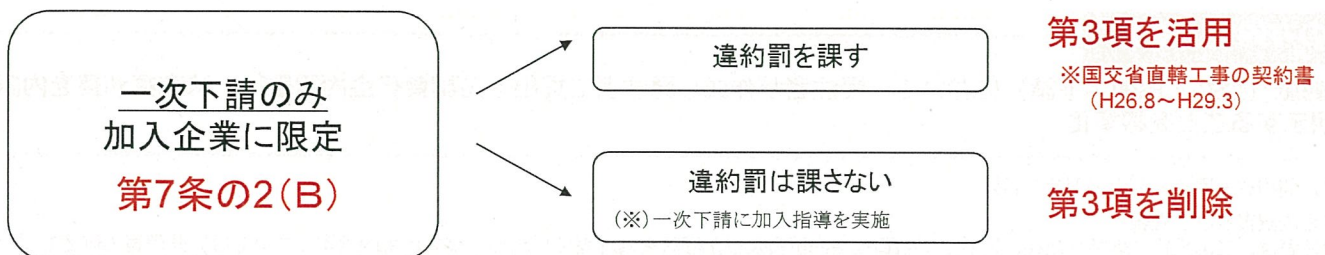
- 第七条の二（B） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
  - 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
  - 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、**違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**
- 注 〇の部分には、例えば一と記入する。  
 (B) は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約罰を課さない場合は、第三項を削除する。

# 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定③

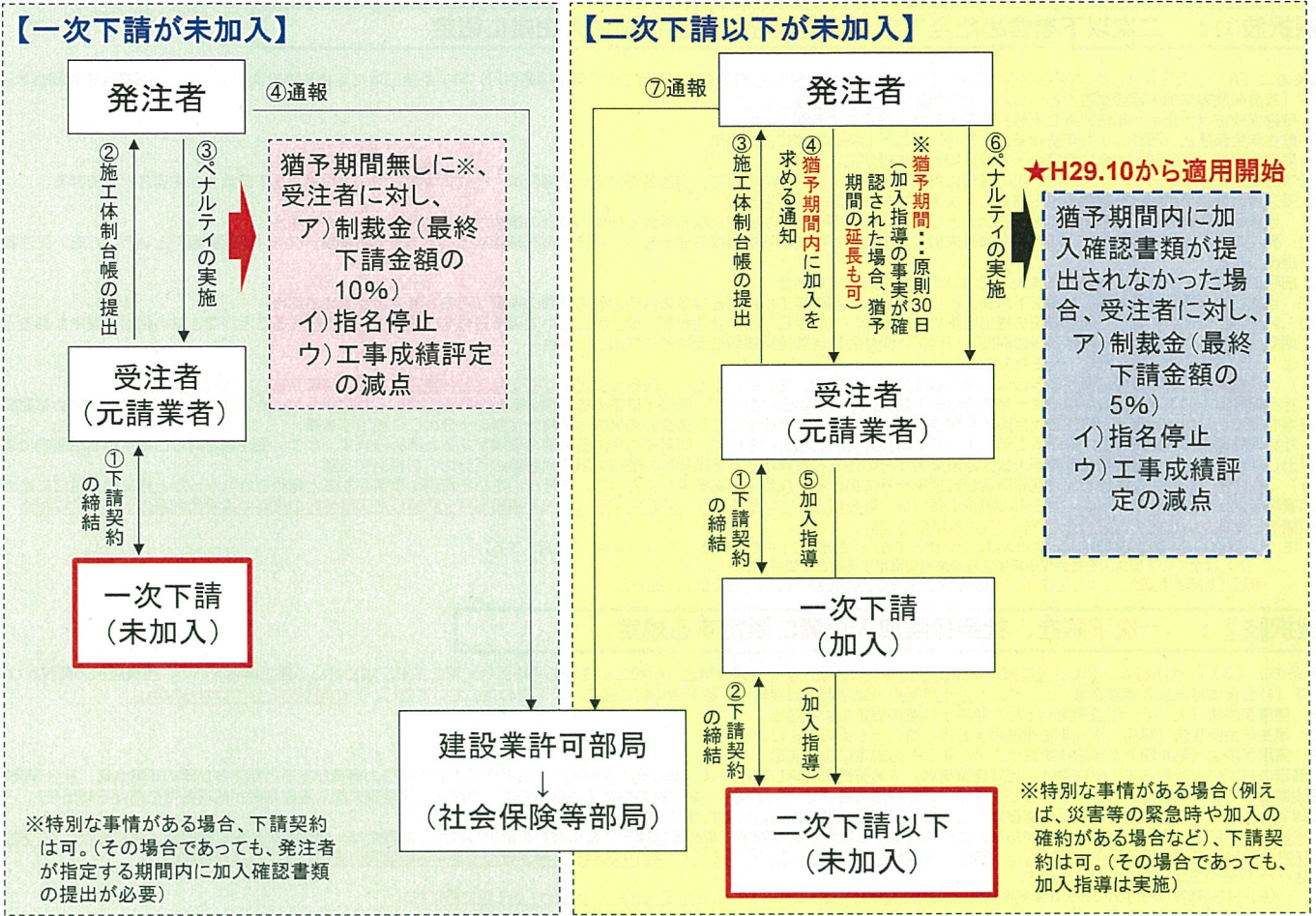
下請企業が社会保険未加入の場合



下請企業が社会保険未加入の場合







5

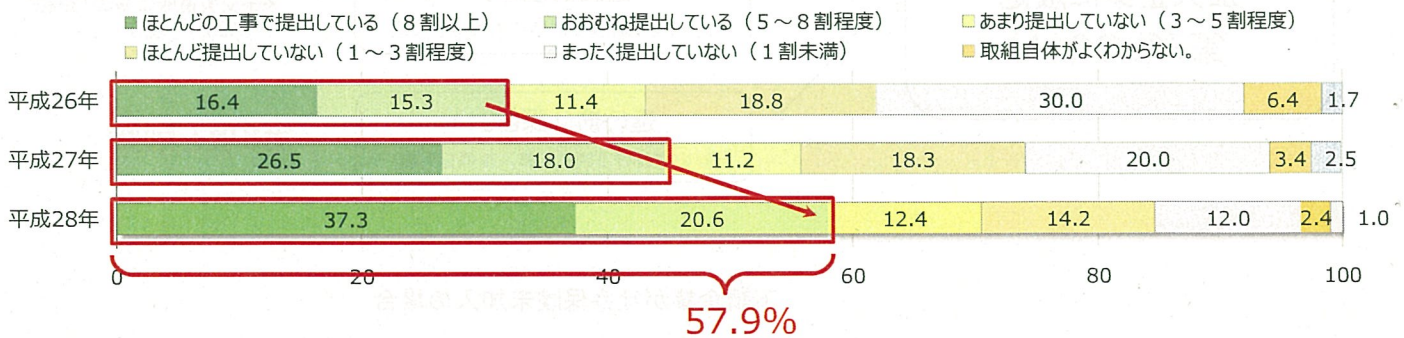
## 請負代金内訳書における法定福利費の明示

### 現状

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国土交通省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

### <見積書の提出状況 (下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査 (平成28年調査: 回答数約3100件)



### 改正の方向性 (案)

- 標準約款 (公共/民間/下請) において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文案】 (民間約款・甲) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

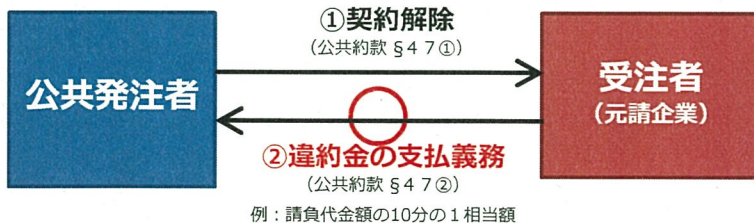
2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。



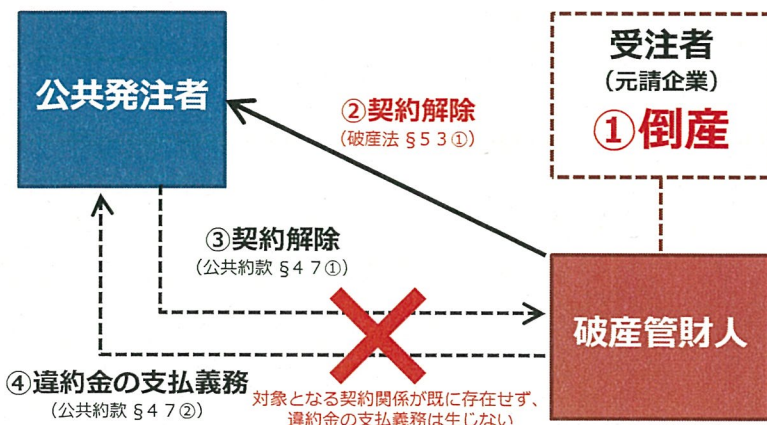
# 契約解除に伴う違約金条項に係る改正

## 契約解除された場合における違約金の取扱い①

### ケース1：発注者が契約を解除した場合



### ケース2：受注者の破産管財人等が契約を解除した場合



### 公共工事標準請負契約約款（抄）

- (発注者の解除権)  
 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。  
 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。  
 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。  
 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。  
 五 第四十九条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。  
 六 受注者…(中略)…が次のいずれかに該当するとき。  
 イ～ト (略) ※暴力団排除関係  
 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

### 破産法（平成16年法律第75号）（抄）

- (双務契約)  
 第53条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時にあって共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。  
 2～3 (略)



## 現状

- 国交省直轄工事では、昨年11月9日付で、破産管財人等からの解除にも対応できる違約金請求権の規定を設けるよう措置済み。
- 併せて、地方公共団体に対しても、同様の措置を講ずるよう働きかけを実施済み。

## 改正の方向性（案）

- 公共約款において、現行の国交省直轄工事の措置を参考に、違約金の発生事由として、「受注者による履行拒否、受注者の帰責事由による履行不能」の場合を新たに追加するとともに、「破産管財人等が解除した場合もこれに該当するものとみなす」よう措置。

【条文案：公共約款】 ※赤字は、ポイントとなる新設部分

（発注者の解除権）

第四十七条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
一～六 （略）

（契約が解除された場合等の違約金）

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第一項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

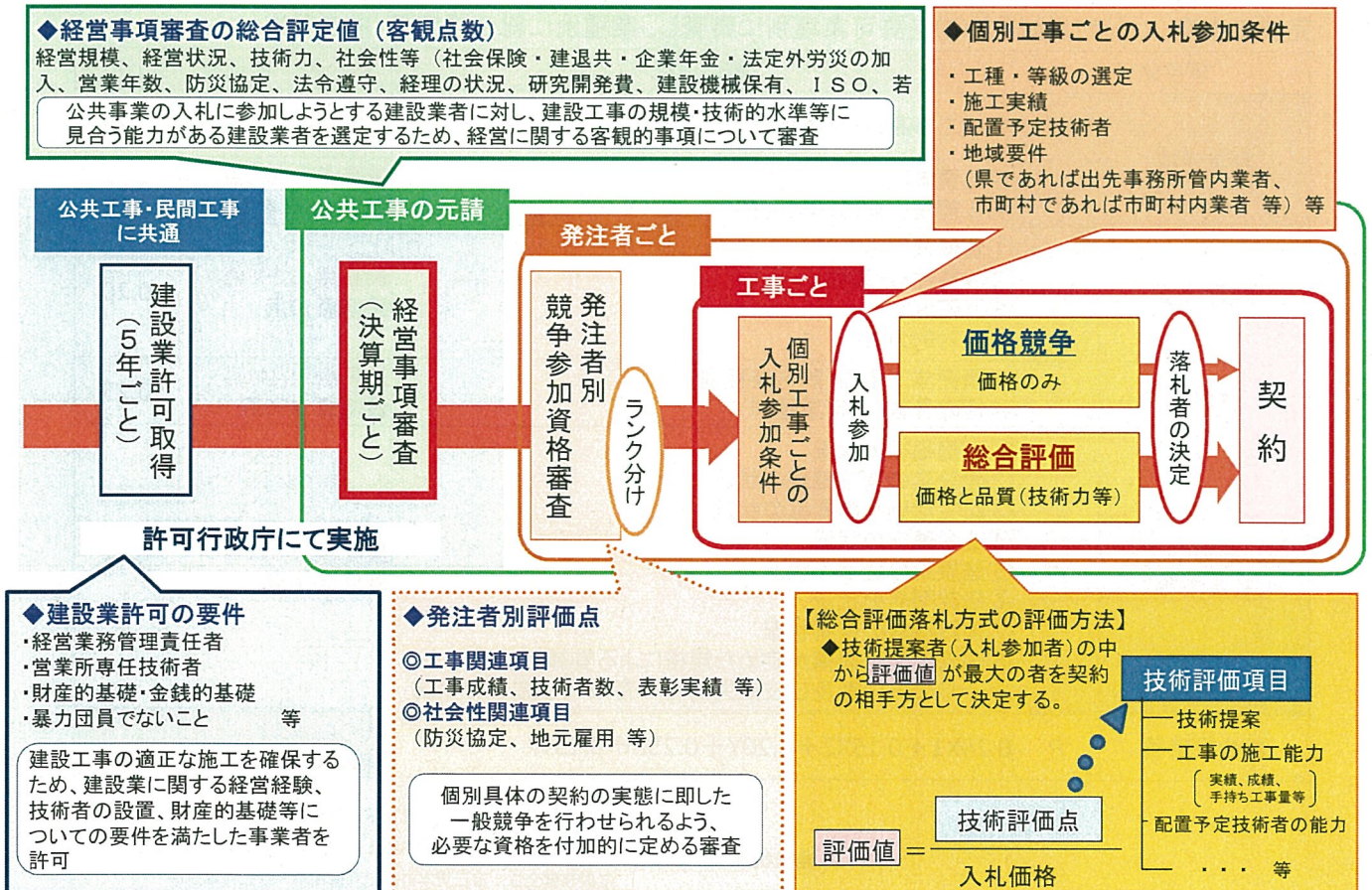
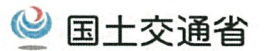


# 経営事項審査改正関連資料



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

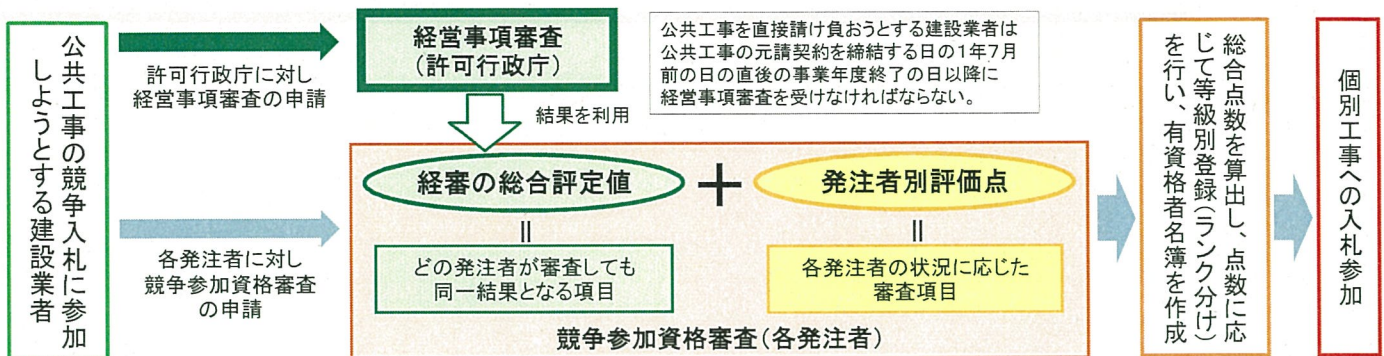
## 公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価





## 経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

- 各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価  
→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**
- 審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減  
→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



# 経営事項審査の審査項目(現行制度)

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点: 1,919点 最低点: 0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点: 2,136点 最低点: 281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力: 純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性: 総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性: 自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量: 営業キャッシュフロー・利益剰余金



評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

総合評定値(P) = 0.25X<sub>1</sub> + 0.15X<sub>2</sub> + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W

W点のボトムの撤廃による影響

- 現在、W点において「W1: 労働福祉の状況」・「W2: 建設業の営業継続の状況(民事再生法適用等)」・「W4: 法令遵守の状況」のいずれかで減点を受けている企業は約950業者。(経営事項審査受審企業全体の0.7%程度)  
(うち、ほとんどの業者が社会保険未加入による減点)

<改正後のシミュレーション> (土木一式の場合)

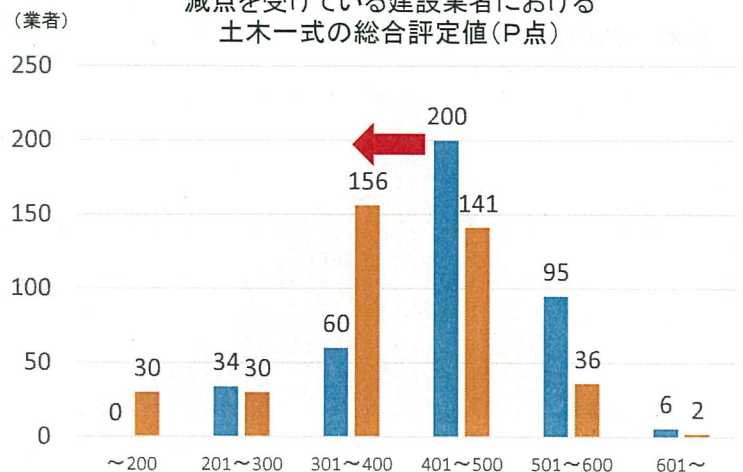
- 減点を受けている企業の総合評定値(P点)の平均値は、改正前は449点であったところ、本改正により393点へと低下。(▲66点)
- 総合評定値(P点)の分布についても、最頻値が400点台から300点台へと下方スライド。

減点を受けている建設業者における土木一式の総合評定値(P点)の平均値

改正前	改正後
449点	393点

▲66点

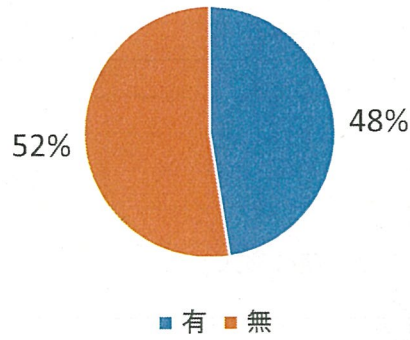
減点を受けている建設業者における土木一式の総合評定値(P点)



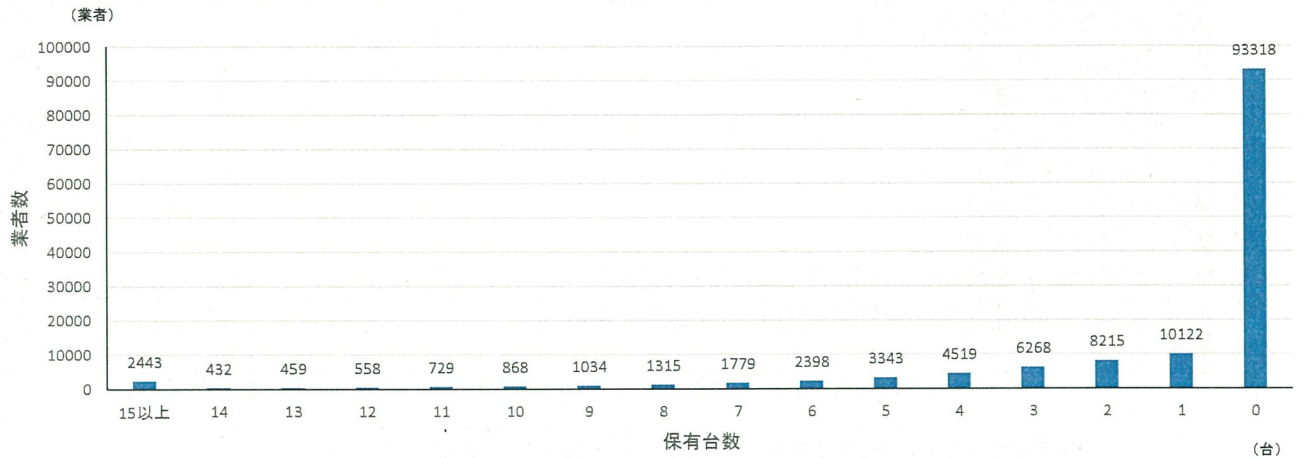
※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H29.5時点)



○「W3: 防災活動への貢献の状況」  
防災協定の締結の有無



○「W7: 建設機械の保有状況」



※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H29.1時点) 6

## W3及びW7の加点方法の見直しによる影響(防災協定・建設機械評価関連)

<改正後のシミュレーション> (土木一式の場合)

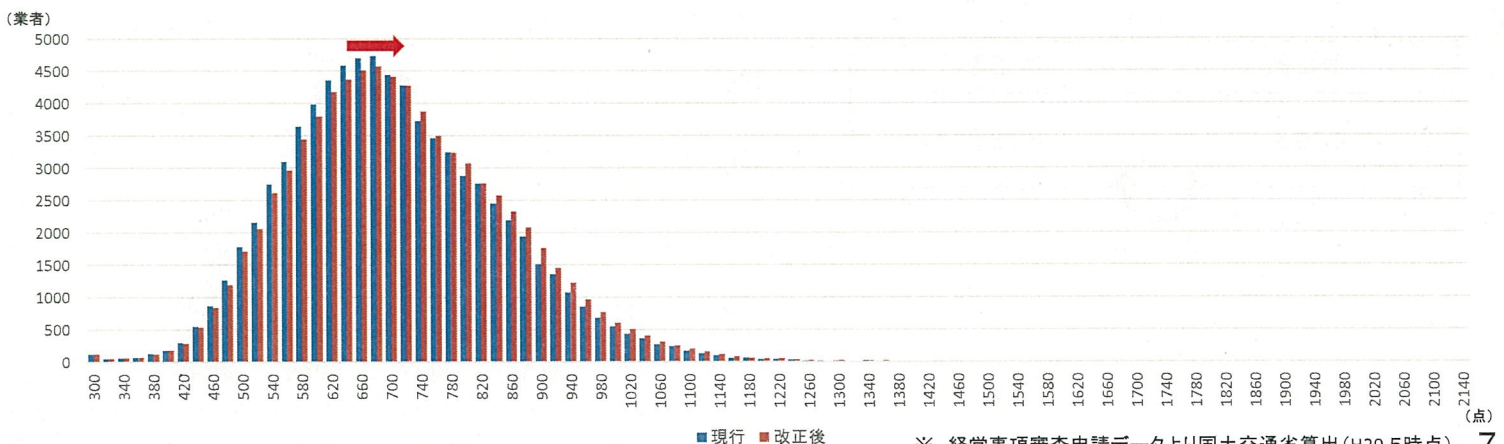
- 経審受審企業の総合評定値(P点)の平均値は、改正前は696点であったところ、本改正により703点へと上昇。(+7点)
- 総合評定値(P点)の分布については、やや上方スライド。
- ※ W点のボトムの撤廃による影響は、対象となる業者数の全体に占める割合に鑑みここでは考慮せず。

土木一式の総合評定値(P点)の平均値

改正前	改正後
696点	703点

+7点

土木一式の総合評定値(P点)



※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H29.5時点) 7



## <改正後のシミュレーション>

○ 「W3：防災活動への貢献の状況」（防災協定の締結の有無）については、現行15点の加点評価であるところ、これを20点、25点、30点と加点幅を拡大した場合の総合評価値への影響は下表の通り。

➡ W点が様々な企業の社会性等に関する事項を評価していることに鑑みれば、「地域の守り手」としての役割を果たそうとする企業を後押しするにあたり、評価全体のバランスをとる目的から、「W3：防災活動への貢献の状況」は20点の加点評価へと改めるのが適切

## 【改正によるP点の変化】

防災協定を締結している企業における、改正に伴う点数変化をシミュレーション

W3:防災活動への貢献の状況 (改正案)	W点(影響の理論値)	P点(影響の理論値)
15点(現行)	142点(現行)	21点(現行)
20点(+5点)	190点(+48点)	29点(+8点)
25点(+10点)	237点(+95点)	36点(+15点)
30点(+15点:現行の2倍)	285(+143点)	43点(+22点)

## <改正後のシミュレーション>

○ 個別企業の規模や財務状況、購入する建設機械の金額等によって影響は異なるが、始めの数台の保有を高く評価することで、**建設機械購入に伴う財務状況変化による総合評価値(P点)の低下の影響をカバーできる範囲は拡大。**

➡ 防災等への備えによって「地域の守り手」としての役割を果たそうとする企業を後押し

## 【建設機械1台保有によるW点の変化】

(改正前) 建設機械1台保有により、W7が1点上昇 ⇒ P点は1.35点の上昇

(改正後) 建設機械1台保有により、W7が5点上昇 ⇒ P点は7.05点の上昇

## 【建設機械の購入(現金/借入)によるY点の変化】

	完成工事高	Y点	Y点 (現金購入)	購入によるP点の低下 (現金購入)	Y点低下 (借入購入)	購入によるP点の低下 (借入購入)
A社	1,000万円程度	822点	819点(▲3点)	▲0.6点	734点(▲88点)	▲17.6点
B社	2,000万円程度	839点	804点(▲35点)	▲7.0点	764点(▲75点)	▲15.0点
C社	7,000万円程度	837点	826点(▲11点)	▲2.2点	812点(▲25点)	▲5.0点
D社	2億円程度	831点	829点(▲2点)	▲0.4点	822点(▲9点)	▲1.8点
E社	17億円程度	822点	822点(±0点)	±0.0点	821点(▲1点)	▲0.2点

※ ①売上高に占める完成工事高の割合が80%以上、②Y点が全体の最頻値である800~840点程度、③土木一式の経営を取得しており、現在建設機械を保有していない、以上①~③の全ての要件を満たす企業が対象  
 ※ 各階層の企業数のバランスが取れるよう、完成工事高により対象企業を5階層に分け、それぞれより1社を抽出して財務状況の変化をシミュレーション  
 ※ 300万円の建設機械を、期初に1台購入したケースを想定 ※ 建設機械は耐用年数6年として算定

## P点への影響

(四捨五入して算出)

	P点の変化(現金購入)	P点の変化(借入購入)
(現行) 1台目でP点は 1.35点上昇	A社 +1点	▲16点
	B社 ▲6点	▲14点
	C社 ▲1点	▲4点
	D社 +1点	±0点
	E社 +1点	+1点



(改正後)  
1台目でP点は  
7.05点上昇

	P点の変化(現金購入)	P点の変化(借入購入)
A社	+7点	▲10点
B社	±0点	▲8点
C社	+5点	+2点
D社	+7点	+5点
E社	+7点	+7点

改正により、新たに建機購入のメリットが生まれるケース



完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,966点 最低点:-1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 最低点:18点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力: 純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性: 総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性: 自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量: 営業キャッシュフロー・利益剰余金

10

## その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細(改正案)

評価項目	最高点	最低点
W1: 労働福祉の状況	45	-120
雇用保険未加入	0	-40
健康保険の未加入	0	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40
建退共加入	15	0
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0
法定外労災制度への加入	15	0
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60
建設業の営業年数	60	0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0
W4: 法令遵守の状況	0	-30
W5: 建設業の経理の状況	30	0
監査の受審状況	20	0
公認会計士等数	10	0
W6: 研究開発の状況	25	0
W7: 建設機械の保有状況	15	0
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0
合計(A)	207	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,966	-1,995

総合評定値(P) =  $0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$